

## 交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その2）

### 特記仕様書

#### 1.委託業務名

交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その2）

#### 2.背景・目的等

当該地区は、第二京阪道路及び JR 学研都市線の上に位置し、交通利便性が高く、纏まった農地が広がり平野部から交野山を望む交野らしい景観が維持された地域であるが、令和3年度に「人・農地プラン」の作成を行わない方針が示されている。

本業務は、上記のポテンシャルを活かしたまちづくりの実現化に向けて、令和4年度及び令和5年度に実施したまちづくり検討業務をもとにさらに具体的な検討を行うべく、事業計画案を整理し、魅力ある新たな街が形成されるよう地域住民によるまちづくり活動を支援することを目的とする。

#### 3.対象範囲

交野市寺、向井田、青山地内外。

#### 4.業務内容

##### (1) 地権者説明会資料作成及び出席 4回

事業推進を目的に、まちづくり検討会と協働して行う会議の資料作成及び情報の提供等支援を行う。

また各会議に出席し、その運営を支援するとともに会議録を作成する。

説明会の回数は4回程度を想定するものとし、説明会開催にあたり関係者との協議調整を適宜行うものとし、その費用を含む。

なお、当業務期間内に事業化検討パートナーの募集を予定しており、その選定について、募集の仕方、地権者への周知の方法等必要な手続きとスケジュール等の情報提供を行う。なお、選定（審査）作業は本業務に含まないものとする。

##### (2) 調整池概略検討

土地区画整理事業による開発行為に伴い、調整池等流出抑制施設技術基準（案）（平成7年10月大阪府）1.1適用範囲に基づく調整池等の設置について、位置図、概略計画平面図、流域図の作成、洪水調整容量の算定及び上流・下流河川調査を行い事前協議に向けた基礎資料の作成を行う。

なお、上流・下流河川調査にあたっては、作業に必要な資料を河川管理者から提供を受け、現地での断面計測等は実施しない。

また、地区外の既存調整池の流域、洪水調整容量、排水路等の調査を行い、既存調整池の活用を検討する。

### (3) 事業計画書

令和5年度に実施された「交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託」にて作成された計画図を、地区を取り巻く最新の状況を踏まえた上で見直しを図り、その上で見直しされた計画図を基に概算事業費を算出し、事業化検討パートナーの募集に向けた事業計画書案の作成を行う。

### (4) 現地測量

- ・ 屋上埋設
- ・ 3級基準点測量
- ・ 4級基準点測量
- ・ 3級水準測量観測
- ・ 4級水準測量観測
- ・ 現地測量

### (5) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間3回、成果品納入時とし、計5回程度想定する。委託者又は受託者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

なお、受託者は打合せ協議簿を作成し、委託者へ提出するものとする。

### (6) その他

上記、業務内容を遂行する上で必要となる事項については、委託者と協議のうえ、決定するものとする。

## 5. 準拠法令等

本業務は、仕様書及び下記の関係法令に基づき作成するものとし、仕様書に定めのない事項については、受託者は、委託者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年内務省令第16号）
- (3) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (5) 第12版都市計画運用指針（国土交通省令和4年4月）
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (7) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (8) 交野市財務規則（昭和39年4月1日規則第6号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (10) その他交野市が定める規定及び関係法令等

## 6. 履行期間

履行期間 契約締結日～令和7年3月21日(金)

## 7.管理技術者、照査技術者及び担当技術者の要件

業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、都市計画業務に精通し、次の各号に定める資格及び実績を有する者とする。

なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、変更なく従事することを基本とする。

- (1)管理技術者は、技術士（都市及び地方計画）かつ土地区画整理士の資格を有し、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (2)照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）かつ土地区画整理士の資格を有し、管理技術者を兼ねることはできないものとする。
- (3)担当技術者は、技術士（都市及び地方計画）、土地区画整理士又は RCCM（都市及び地方計画）の資格を有し、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

なお、現地測量業務における担当技術者は、測量士の資格を有するものを、上記とは別に配置することができる。

## 8.提出書類

本業務における提出書類は次のとおりとし、委託者の承認を得なければならない。

また、それらの変更も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (4) 業務計画書
- (5) その他、委託者の指示する書類

## 9.成果品

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 業務報告書                   | 2 部 |
| (2) 業務報告書（概要版）              | 2 部 |
| (3) 測量成果                    | 1 式 |
| (4) その他参考資料                 | 1 式 |
| (5) 報告書及び測量成果電子媒体（DVD-ROM）  | 2 部 |
| (6) 本業務により作成したもので委託者が指示するもの | 適宜  |

## 10.その他事項

(1) 受託者は、委託業務の全部又は一部分を第三者に委託、若しくは請負わせてはならない。ただし、委託者が認めた場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに委託者に報告しその指示を受けなければならない。

なお、受託者の行為に起因して委託者及び第三者に損害を与えた場合並びに紛糾が生じた場合は、受託者の責任において解決し、損害賠償については、委託者が負うものとする。

(3) 本業務の成果品引渡後、その物件の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、委託者の請求に基づき、受託者は目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡

しによる履行の迫完の義務を負うものとする。

- (4) 委託者が所有している資料(電子媒体に記憶されたものを含む)について、業務に必要なものは受託者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。

また、資料を外部に漏洩してはならない。

- (5) 個人情報の取り扱いについて

交野市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、すべて交野市の保有個人情報であり、交野市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

また、委託期間の満了後は、交野市より貸与された資料を返還するものとし、また、交野市保有個人情報が記載された資料(電子媒体に記憶されたものを含む)を提出するものとする。

- (6) 業務に関する調査・検討ならびに実施については、手法や内容等について十分に協議し、遂行すること。

- (7) 本仕様書は、主要事項のみを示しており、明示していない事項で実施しなければならないものについては、委託者との協議の上、実施しなければならない。

また、各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの契約の定めのない事項についても、委託者と協議の上、処理するものとする。

- (8) この仕様書による成果品の著作権は本市に帰属するものとする。

- (9) 成果品引渡後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 11.担当部局

連絡先 交野市役所 都市まちづくり部 都市まちづくり課 担当：笠木

電 話：072-892-0121 FAX：072-893-2636

MAIL：tosi@city.katano.osaka.jp